

1 条例制定の経緯

平成14年に制定した福井市生活安全条例では、市は犯罪被害者等の支援について、県及び犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者と連携して、情報の提供、助言、相談その他の必要な支援を行うと規定しています。

本市では、犯罪被害に遭われた方への精神面や生活面の支援等の体制を整えていますが、市、市民等及び事業者の責務や被害の早期回復及び軽減に向けた取組について明確な記載がないことから、犯罪被害者等への経済的負担軽減を含めた支援の充実を図るため、新たに「福井市犯罪被害者等支援条例」を制定するものです。

2 構成

1. 総則（第1条・第2条）

（1）目的（第1条）

市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与すること目的として、次のことを規定しています。

- ・犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定める。
- ・市、市民等及び事業者の責務を明らかにする。
- ・犯罪被害者等を支援していくための施策の基本となる事項を定める。

（2）定義（第2条）

解釈に疑義が生じないよう、「犯罪等」、「犯罪被害者等」等の本条例における用語の意義を記載しています。

2. 基本理念（第3条）

犯罪被害者等の支援に係る基本理念を明記しています。

3. それぞれの役割（第4条～第6条）

犯罪被害者等の支援のために、市、市民等、事業者のそれぞれが行う責務や役割を明らかにしています。

〔市の責務〕

- 犯罪被害者等の支援のために必要な施策の策定をする

〔市民等の責務〕

- 犯罪被害者等の支援の重要性について理解する
- 市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力する

〔事業者の責務〕

- 犯罪被害者等の就労及び勤務について配慮する
- 市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力する

4. 基本となる施策（第7条～第12条）

（1）相談及び情報の提供（第7条）

犯罪被害者等からの問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。

（2）経済的負担の軽減（第8条）

犯罪の被害者等に対し、見舞金の支給その他必要な支援を行います。

〔遺族見舞金〕

- ・犯罪行為により亡くなられた方の遺族に支給

〔重傷病見舞金〕

- ・犯罪行為により重傷病を負われた方に支給

〔その他支援〕

- ・各種生活支援制度の利用
- ・税、健康保険料等の減免及び徴収猶予

※見舞金支給については、別途、規則で定める

（3）居住の安定（第9条）

犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者の居住の安定を図るため市営住宅への入居における配慮その他必要な支援を行います。

（4）安全の確保（第10条）

犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の確保その他必要な支援を行います。

（5）市民等及び事業者の理解の促進（第11条）

犯罪被害者等の支援の必要性及び二次被害の発生の防止の重要性について、広報及び啓発を行います。

（6）民間の団体への支援（第12条）

犯罪被害者等の支援を行う民間の団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行います。

3 今後のスケジュール

令和6年12月2日～27日	パブリック・コメントの実施
令和7年1月初旬～下旬	パブリック・コメントの意見集約、結果公表
令和7年2月下旬	3月定例会に条例（案）を提出
令和7年4月1日	条例施行